



事業運営のためのQA

利用料の考え方

眞鍋 肇

厚生省老人保健福祉局老人保健課介護報酬専門官

山田和彦

全老健医療経済委員長

おむつ代は“まるめ”に
「成功報酬の一つ」という理解を

山田：平成12年4月に介護保険が開始され、約半年が経過しました。大きな混乱もなく制度移行ができ、給付管理業務の未熟等による返戻についても、ほぼ落ち着いたように思えます。これも、関係官庁各位のご尽力によるものと感謝申し上げるとともに、私たち介護老人保健施設関係者の努力によるものも大きかったと自負しております。

しかし、従来は利用料として使用料に応じて利用者に自己負担していただいているおむつ代が介護報酬に含まれたり、施設ごとの設定にまかされていた食費が基本食事サービス費として一律に介護報酬として設定されるなど、制度開始前・後で料金体系が変わってしまい、対応に苦慮しているという話も聞き及んでおります。

そこで、今回は、介護保険制度開始前・後での介護報酬上の利用者負担の考え方について、変わった点を中心にお話しを伺いたいと思います。

眞鍋：介護保険実施により、利用者負担が大きく変わった点は、ご存知の通り、介護報酬の10%が自己負担とされたことと、施設で提供する食事の費用については、施設介護サービスにおいては

基本食事サービス費として算定され、標準負担額が定められたことです。

また、従来、利用料として利用者から徴収していたおむつ代は、施設サービスにおいては介護報酬に含まれ、利用者負担はなくなりました。

山田：おむつ代が介護報酬に含まれることとなりましたが、おむつを使用している人と使用していない人で同じ報酬というのは平等ではない、という意見も聞きます。

眞鍋：介護保険の理念は居宅生活への復帰であり、そのための手段の一つに「おむつ外し」があると思います。その意味では、施設においてもおむつ外しに積極的に取り組んでいただき、在宅復帰への利用者・家族の負担をできるだけ減らしていただきたいと思います。

おむつ代がいわゆる“まるめ”にされたことは、おむつ外しのインセンティブを働かせるという意味合いがあり、ある意味で成功報酬の一つと考えられないこともないと思います。

日常一律に提供されるおやつは
基本食事サービス費に含まれる

山田：食費が一定とされたことで、これまで特別食扱いであった刻み食やとろみ食のような介護食

そのための手間ひまの評価がなくなったのではないか、という声も聞かれます。

眞鍋：厚生省の老人保健施設実態調査の結果から考えれば、介護老人保健施設においては、従来、利用料の中で食費として徴収していた額より高額に設定されています。刻み食やとろみ食はもとより、むしろ適時適温や選択メニューといった、より幅の広い食事提供が可能になったのではないかと考えております。

また、特別食については、食事とは別枠で、治療食として評価したもので、これについては利用者の負担はなくなりました。

山田：おやつ代も基本食事サービス費に含まれると考えるべきなのでしょうか。

眞鍋：はい。施設において日常一律に提供される「おやつ」等については、栄養管理のもとで提供されるわけですから、基本食事サービス費に含まれるということです。

ただし、入所者の方の個人的な希望があり、日常一律に提供されるおやつとは別に提供した場合には、実費徴収をすることが可能です。これは、介護報酬に係るQ&A（平成12年4月28日「介護保険最新情報Vol.71」厚生省介護保険制度実施推進本部）にあるとおりです。

「一律提供・画一徴収」は認めない 説明と同意を得た上で提供すること

山田：日常一律の提供ということですが、日常生活に要する費用について、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）では、「すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない」



眞鍋 騩氏

とされました。

この解釈について、現場では混乱が生じ、厚生省に確認させていただき、その結果を踏まえ、全老健では「『他の日常生活費』の解釈について」（平成12年4月7日全老健第12-16号）において、「利用者に十分な説明を行い、その意向を聴き同意を得て、実費相当の範囲内で徴収した」のであれば、「結果的に、全利用者から徴収することとなることは、特に問題ないものである」と、会員に周知したところです。

この「一律」「画一的」ということについて、考え方を教えてください。

眞鍋：当職においても、そのいきさつは承知して



山田和彦氏

おりますが、介護老人保健施設における日常生活に要する費用の徴収にあたっては、貴協会の4月7日 全老健第12-16号にあるように、利用者に対する説明を行い、同意を得ることを明確にしていただければよいということです。

つまり、施設側が決まった額を一方的に日用品費として徴収するのではなく、サービス開始にあたり、利用者に対して「施設で用意するタオルやシャンプーなど日用品の費用が、入所にあたって1日あたりいくらかかる」ということを利用者にご理解・同意をしていただいた上で徴収するのであれば、結果的に皆様から同じ金額を徴収することになったとしても、それは画一的な徴収にはあた

らない、ということです。

山田：しかし、重要事項説明書の中で日用品費について説明する際に、金額の設定ができず苦慮するという意見も寄せられています。施設で提供するタオルやシャンプーには、個々に値段設定をしなければいけないのでしょうか。

眞鍋：施設が提供する日用品について、品目とその算出根拠が明らかであれば、それを提供するための1日あたりの所要額を設定することも問題ないと思います。重要事項説明書には、日用品費〇〇円／日とした上で、その内訳として品名と算出根拠を提示することで、利用者の方への説明はできると思います。

また、実費相当額というのは、イコールそれを仕入れるための価格いわゆる仕入れ価格、ということではありません。

利用料の扱い 食費とおむつ代以外は従来どおり

山田：利用料の扱いについても、現場で一部混乱しています。

私としては、今回の介護報酬設定の基礎資料となった一昨年度、厚生省が実施した「平成11年3月介護報酬に関する実態調査」をみれば、老人保健施設については療養費と利用料とは分けて考えており、おむつ、食事代以外の利用料については報酬設定の際に考慮されていません。そもそも介護老人保健施設についていえば、介護報酬の設定に日常生活に要する費用は含まれていないと思っています。

ですから、介護給付に含まれると明示された食費とおむつ代以外は従来の扱いでよいと整理しているわけです。

眞鍋：老人保健施設では、介護保険実施前にも「利用料」として日用品費や教養娯楽費を徴収していた実態は承知しています。

老企第54号の趣旨もおむづ代と食費以外は、介護保険によって利用料を徴収できる範囲が変わったわけではありません。

消費税課税は「特別な療養室・食事」など日常生活に要する費用以外が基本

山田：このほかに介護保険実施後、変更があったものとして消費税の徴収があります。これは考え方方が大きく変わったと思います。

眞鍋：利用者負担額における消費税の取扱いについては、「特別な療養室の提供」及び「特別な食事の提供」のほかに、行事費や個人専用の家電製品の電気代などといった、日常生活に要する費用とは別に、実費として徴収される利用料について課税されることとなっています。

「特別な食事」については、特別な食事を提供するのに要した費用と基本食事サービス費との差額部分、つまり特別な食事を3,000円で提供した場合、3,000円と基本食事サービス費の2,120円の差額分が消費税の課税対象となります。

山田：利用料には、この他に理美容代があります。

理美容については、ほとんどの施設が外注委託していると思いますが、8月9日の事務連絡では施設から提供した際の理美容代は非課税とした上

で、委託費については課税対象とされています。この点について、具体的に教えていただきたいのですが。

眞鍋：つまり、理美容を外部委託した場合、外注業者が施設に対して請求する場合は消費税が課税され、施設が利用者に対し理美容代として徴収する場合は消費税を課税しないということです。

山田：最後に、短期入所について確認させてください。短期入所の限度日数を使いきってしまった場合、急に介護者に介護できない事情が発生しても、管理期間内は短期入所を利用できないのでしょうか。

眞鍋：これについては、訪問通所の振替えを利用していただきたいと思います。市町村によっては、未だ実施されていないところもありますが、実施する市町村が増えるように事業者側からのはたらきかけも必要なのではないでしょうか。

短期入所についても、より現場の要望に応えるかたちで医療保険福祉審議会などで検討しているところですので、今後の議論の推移にご注意いただきたいと思います。

山田：まだまだ現場では戸惑っていることが多いのですが、一つひとつ解決し、利用者・施設・行政すべてにとってよりよい介護保険制度になるよう、私たちも努力していきたいと思います。本日はありがとうございました。

平成12年10月4日
全老健支部長会より

介護報酬請求上の 留意点について

眞鍋 韶氏 発言要旨
厚生省老人保健福祉局老人保健課介護報酬専門官

10月4日、名古屋市で行われた全老健支部長会に出席いただいた眞鍋韶厚生省老人保健福祉局老人保健課介護報酬専門官の発言要旨を「介護報酬請求上の留意点について」と題して掲載する。また、支部長会後に、眞鍋氏と山田和彦全老健医療経済委員長が、いわゆる利用料の考え方についての意見交換を行ったので、これについても対談形式で掲載することとした。

介護老人保健施設における利用料の取扱い・考え方については、この2編を読んで改めて整理・理解していただきたい。(編集部)

施設療養費から介護報酬になつての変更点

まず、このような場を設けていただいたことに感謝申し上げる。また、介護保険制度が始まり半年が経過したが、老人保健施設での現場では、請求等様々な変更への対応についてご努力いただいたことにも感謝申し上げる。

従来の老人保健施設療養費から、介護報酬という制度に変わった。何点か大きく変わった点がある。短期入所ケア加算が介護報酬上なくなり、介護老人保健施設サービス費と短期入所療養介護費というかたちで体系が大きく変わった。在宅へのインセンティブがなくなったというご指摘については、今後の検討課題であると考えている。

大きく変わったのは食事代とおむつ代である。

これまでこれらの料金は利用者からいただいていたが、介護報酬上評価されることになった。食事代は基本食事サービス費(2,120円)として報酬上の評価が行われ、そのうちの760円が一部自己負担となった。

おむつ代は、昨年ご協力いただき行った介護報酬に関する実態調査の結果をふまえ、介護報酬上、一人当たり8,609円といった金額を施設サービス費の中に包括した。

これにより、食事代、おむつ代とも、介護報酬に含まれ、利用者からは徴収できないというようになってしまった。

他に、報酬の基準で大きく変わったのは以上のことで、逆に言うと、それ以外の部分は従来どおりと考えていただいて差し支えない。

報酬上の基準ということではないが、通所リハ

ビリテーションの人員配置基準が若干変わった。サービス提供時間帯は、看護職員・介護職員は提供時間内を通じて専ら配置されていなければならぬとされた。PT・OTに関してはそういった規定はないので、改めて申し上げておく。

もう一つ、直接、介護老人保健施設の保険請求に關係することではないが、人工透析を必要とする入所者が併設の医療機関等で人工透析を受ける場合、エリスロポエチンは医療機関で医療保険に請求できることになった。それ以外の薬剤費に関しては従来の基準を踏襲している。

以上が報酬に関しての主な留意点である。

利用料についての解釈は 全老健が示した内容と同様

「その他の日常生活費（いわゆるその他利用料）」については直接の担当ではないが、担当課にも確認した内容を申し上げる。

「その他の日常生活費」の解釈について（平成12年4月1日、全老健第12-6号）と題した文書を会長名で全会員の方へ連絡されたと聞いている。ここでの、Q1「日常生活費と教養娯楽費について現行どおりと考えてよいか」、Q2「一律かつ画一的な徴収とは、どのようなことをいうのか」的回答は、私どもの通知（平成12年3月30日、老企第54号「通所介護等における日常生活における費用の取扱いについて」）と同じ趣旨であり、問題はないと考える。全老健では、利用料に関する説明の文書を作つて会員の方にお示ししているが、これについても、内容に問題はないものと理解している。

とくに、説明と同意の結果、全利用者から利用

料を徴収することになるということは十分ありうることなので、日常生活品費等の利用料を全利用者から徴収することをもっておかしいとは言えない。

また、「説明と同意」ということについて、通知にある「希望」と「同意」とは違うという指摘もあるやに聞いているが、解釈通知（老企第54号）でも「事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない」とされているので、「同意」という言葉で問題はない。もちろん、説明がなく、同意がない場合の利用料の徴収は認められないことはいうまでもない。

利用料については、品目を示し、それぞれの算出の根拠を明らかにしていればよろしいということである。また、利用料は実費であれば差し支えないと考えている。ここで「実費」というのは仕入値ではない。

こうした「いわゆるその他利用料」の扱いについては頻回に照会をいただくところであるが、ただ、介護老人保健施設の指導・監督は都道府県にその権限があることは、はっきりさせておきたい。私どもが出した通知の範囲内で、都道府県が、その趣旨を変えず、利用者に利便があるようなかたちで、たとえば、この文書をもっと分かりやすく記述せよというような指導をされることは十分ありうることだと考えているし、そういった指導は真摯に受けいただきたい。

いずれにせよ、利用料に関する通知と、全老健の文書は乖離がないと考えているので、確認させていただきたい。